

令和3年度医薬品等一斉監視指導結果（千葉県）

- (1) 概要：薬局及び店舗販売業者等に対する医薬品等一斉監視指導は、毎年度国から監視指導重点項目が示され、全国一斉に薬事監視等を実施するものである。
- (2) 実施期間：令和3年7月1日から令和3年12月31日まで
- (3) 実施結果：上位項目のみ抜粋

薬局（339店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	297	42
上記で不適のもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等）。	17	25
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	316	23
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	322	17
薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	323	16

店舗販売業（177店舗）における主な不適事項

調査項目	(適)	(不適)
調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	167	9
上記で不適のもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等）。	2	7
薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	163	13
変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	164	13